

訪問看護サービス
(介護予防訪問看護サービス)

重要事項説明書
サービス利用契約書
情報開示同意書

社会医療法人延山会
苫小牧澄川病院

苫小牧澄川病院訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービス

重要事項説明書

(令和7年10月1日現在)

1. 法人の概要

| | |
|--------|-----------------------|
| ・法人名 | 社会医療法人 延山会 |
| ・設立年月日 | 昭和53年12月 5日 |
| ・法人所在地 | 北海道札幌市北区新川西3条2丁目10番1号 |
| ・電話番号 | 011-764-3021 |
| ・代表者 | 理事長 河口 義憲 |

2. 事業者の概要

(1) 事業者の名称等

| | |
|-------------|---|
| ・事業者名 | 苫小牧澄川病院 |
| ・開設年月日 | 昭和55年2月 |
| ・診療科目 | 内科、循環器内科、胃腸内科、リハビリテーション科、 歯科、歯科口腔外科 |
| ・所在地 | 北海道苫小牧市澄川町7丁目9番18号 |
| ・電話番号 | 0144-67-3111 |
| ・ファックス番号 | 0144-67-3114 |
| ・ホームページ | http://www.sumikawa-hp.com |
| ・管理者・院長 | 市川 健司 |
| ・介護保険指定番号 | 指定訪問看護 0113611925 |
| ・第三者評価の実施状況 | 実施無し |

(2) 事業の目的

社会医療法人延山会が開設する苫小牧澄川病院が行う指定訪問看護サービス事業及び指定介護予防訪問看護サービス事業の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた要支援、要介護状態にある高齢者等に対し、看護師等が適正な指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスを提供する事を目的としています。

(3) 運営方針

- ①当院は、訪問看護を必要とする要支援、要介護者に対し、日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画に沿って作成された訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画に基づいて、訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスを提供することにより、その利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう努めるものとします。
- ②当院は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとします。
- ③当院は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとします。

(4) 職員体制

| | 常勤 | 非常勤 |
|--------|----|-----|
| 管理者・医師 | 1 | |
| 看護師 | 4 | |

その他必要に応じ、苫小牧澄川病院の医師、歯科医師、看護師、薬剤師、理学療法士、医療ソーシャルワーカー等が連携をとれる体制となっております。

3. 訪問看護サービス、介護予防訪問看護サービスについて

(1) 介護保険証等の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証等を確認させていただきます。

(2) サービス内容

- ①別紙の訪問看護予定表の日程により訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスを提供します。
- ②サービスは主治医の指示や利用者の状況に応じた訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画を作成し、これに沿って提供します。

(3) 営業時間及び休日

| | | |
|-----|--|------------|
| 営業日 | 月～金曜日 | 8：45～17：00 |
| | 第1・3土曜日 | 8：45～12：30 |
| 休日 | 日曜日・祝祭日・第2・4・5土曜日 年末年始（12月30日～1月3日） | |

(4) 利用料金

【1】訪問看護費（介護予防訪問看護費）

| 利用時間 | 負担割合 | 訪問看護費 | 介護予防訪問看護費 |
|-------------------|------|-------|-----------|
| | | 看護師 | 看護師 |
| 20分未満 | 1割 | 266円 | 256円 |
| | 2割 | 532円 | 512円 |
| | 3割 | 798円 | 768円 |
| 30分未満 | 1割 | 399円 | 382円 |
| | 2割 | 798円 | 764円 |
| | 3割 | 1197円 | 1146円 |
| 30分以上1時間未満 | 1割 | 574円 | 553円 |
| | 2割 | 1148円 | 1106円 |
| | 3割 | 1722円 | 1659円 |
| 1時間以上 1時間30分未満 | 1割 | 844円 | 814円 |
| | 2割 | 1688円 | 1628円 |
| | 3割 | 2532円 | 2442円 |

※准看護師が訪問看護サービスを実施した場合は所定単位数の90%を算定します

【2】 その他の料金 (※1割負担額で記載)

| 種 類 | 料 金 | 備 考 |
|----------------------|--------|--|
| 初回加算 (Ⅰ) | 350円 | 新規に計画を作成し、退院した日に訪問看護を行った場合、初回月に算定 |
| 初回加算 (Ⅱ) | 300円 | 新規に計画を作成し、退院した日の翌日以降に訪問看護を行った場合、初回月に算定 |
| 退院時共同指導加算 | 600円 | 病院や老人保健施設等へ入院入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅生活における指導を行った場合 |
| 看護・介護職員連携強化加算 | 250円 | 訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。安全なサービス提供整備や連携体制確保のための会議に出席した場合 |
| 複数名訪問加算 (Ⅰ) 30分未満 | 254円 | 同時に2人の看護師が1人の利用者に訪問看護を行った場合 |
| 30分以上 | 402円 | |
| 複数名訪問加算 (Ⅱ) 30分未満 | 201円 | 同時に2人の看護師が訪問看護を行った場合、又は同時に看護師等と看護補助者が訪問看護を行った場合 |
| 30分以上 | 317円 | |
| 夜間又は早朝加算 | 25%加算 | 午後6時～午後10時、午前6時～午前8時に訪問看護を行った場合 |
| 深夜訪問看護加算 | 50%加算 | 午後10時～午前6時に訪問看護を行った場合 |
| 緊急時訪問看護加算 (Ⅰ) | 325円 | 電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、かつ看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制整備が行われている場合 |
| 緊急時訪問看護加算 (Ⅱ) | 315円 | 電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制である場合 |
| 特別管理加算 (Ⅰ) | 500円 | 在宅酸素、自己導尿、人工呼吸器、気管カニューレ・ドレーンチューブ・留置カテーテル、人工肛門、人工膀胱、重度の褥瘡等特別な管理を必要とする方に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合 |
| 特別管理加算 (Ⅱ) | 250円 | |
| 長時間訪問看護加算 | 300円 | 特別な管理を必要とする利用者に90分以上訪問看護を行った場合 |
| ターミナルケア加算 | 2,500円 | ターミナルケアを行った場合 |

※上記以外にも厚生労働大臣が定める基準により料金が加算される場合があります。

【3】 支払い方法

- ・毎月初回訪問時に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。
- ・お支払い方法は、原則、病院の窓口又は訪問時にスタッフへの現金支払いとなります。(事情によっては銀行振込も可能ですのでご相談下さい。尚、銀行振込の場合の振込み手数料は利用者負担です。)

4. 緊急時の対応方法

- ・利用者の主治医へ連絡を行い、医師の指示に従います。
- ・契約時に記載された、指定する先に連絡致します。

5. 個人情報の保護及び守秘義務

当院は当院をご利用になる方々の個人情報につきまして、「個人情報に関する法令」を遵守し、厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り組みのためのガイドライン」及び、当事業所の「個人情報保護規定」、「個人情報保護方針（別紙1）」に従い、その情報保護に取り組めます。

- (1) 当院とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、以下の情報提供については、利用者及びその家族等から、予め同意を得た上で行うこととします。
 - ①介護保険サービスの利用の為の市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、他医療機関等への情報提供。
 - ②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。尚、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- (2) 上記以外の個人情報につきましては、別紙「当院・当施設における個人情報の利用目的（別紙2）」をご確認下さい。
- (3) 個人情報の守秘義務につきましては、利用終了後や職員の退職後も継続されます。

6. 要望及び苦情等の相談

- (1) 当院には支援相談の専門職として医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。お寄せ頂いた要望や苦情などは、可能な限り速やかに対応いたします。（別紙3 参照）

- ・苦情解決責任者：市川健司
- ・受付担当：太田由子・大橋由貴子・菅田香・藤江元美・鈴木大輔
- ・電話番号（代表）0144-67-3111 総合相談センター内
- ・尚、平日のご来院が難しい方、匿名をご希望の方は、総合相談センター前・外来・2階食堂・3階及び4階エレベーター前に専用の用紙と回収箱を用意しておりますので、そちらをご利用下さい。

- (2) 当院窓口の他に行政機関（各市町村介護保険担当課）や北海道国民健康保険団体連合会等でも受付しております。

苫小牧市 福祉部 介護福祉課 0144-32-6111

北海道国民健康保険団体連合会 011-231-5175

7. 系列事業所及びその所在地

- 北成病院 札幌市北区新川西3条2丁目10番1号
- 西成病院 札幌市手稲区曙2条2丁目2番27号
- 苫小牧澄川病院 苫小牧市澄川町7丁目9番18号
- 苫小牧澄川病院介護医療院 苫小牧市澄川町7丁目9番18号
- 老人保健施設苫小牧健樹園 苫小牧市澄川町7丁目9番18号
- 指定居宅介護支援事業所 介護相談センターすみかわ
苫小牧市澄川町7丁目9番18号

個人情報保護方針

当事業所では、患者様等の個人情報を適正に取り扱うことは、医療・介護サービスに携わるものの重大な責務であると考え、個人情報の取扱いに関する適切性の確保を重要課題と捉えて取り組んでおります。このような背景に鑑み、個人情報の取扱いについて、次のように宣言致します。

1. 個人情報に関する法令・規範の遵守

業務上で個人情報の保護に関する法令、及び行政機関等が定める個人情報に関する条例・規範・ガイドライン等を遵守します。

2. 個人情報保護施策の強化

個人情報が分散した形で蓄積利用される可能性を排除し、適切な個人情報の収集、利用及び提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩の予防に努め、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報保護に関する意思統一の徹底

個人情報の取扱いに関する規程を明確にし、従事者に周知徹底します。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取扱うよう要請します。

4. 個人情報保護活動を継続的に改善・推進

自主的に的確な個人情報の保護措置が講じられるよう、個人情報の取扱いに関する内部規程を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育・研修を徹底し、推進致します。

当院・当施設は患者様の個人情報保護に 全力で取り組んでいます

当院・当施設は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

院長・施設長

当院・当施設における個人情報の利用目的

●医療提供

- ▶ 当院・当施設でのサービスの提供
- ▶ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ▶ 他の医療機関等からの照会への回答
- ▶ 患者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ▶ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ▶ ご家族等への病状説明
- ▶ その他、患者様への医療提供に関する利用

●診療費・介護サービス費請求のための事務

- ▶ 当院・当施設での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ▶ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ▶ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ▶ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ▶ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

●当院・当施設の管理運営業務

- ▶ 会計・経理
- ▶ 医療事故等の報告
- ▶ 当該患者様・入所者様の医療サービスの向上
- ▶ 入退院・入退所等の病棟・居室管理
- ▶ 病室・居室等における氏名の掲示
- ▶ その他、当院・当施設の管理運営業務に関する利用

●企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

●医師賠償責任保険等などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

●医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

●当院・当施設において行われる医療実習・介護専門職等の研修への協力

●サービスの質の向上を目的とした当院・当施設内での症例研究

●外部監査機関への情報提供

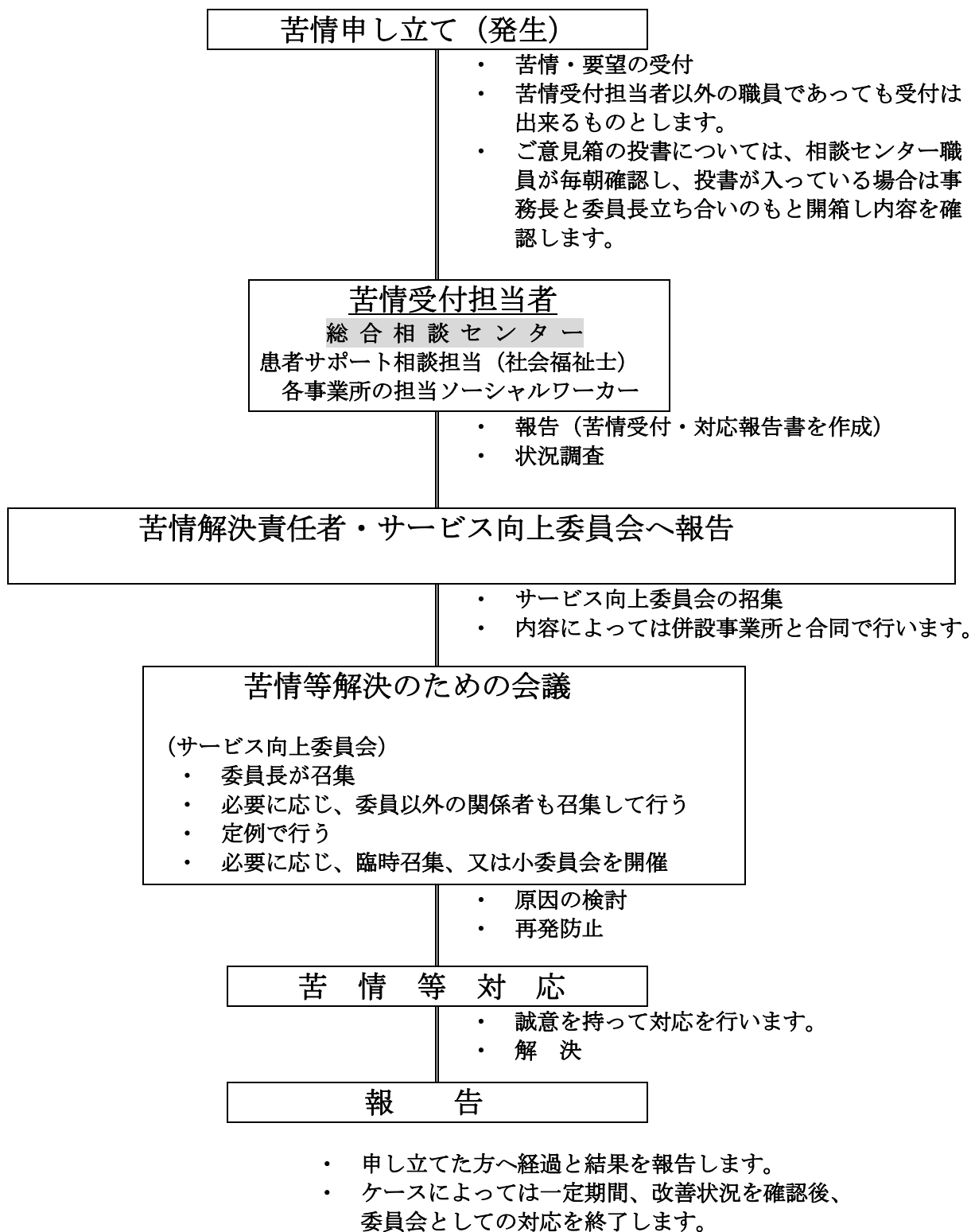
●当院・当施設における患者様の呼び出し時の固有名詞の使用

●機関誌、その他の広報活動における行事等の写真の掲載

付記

- 1.上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2.お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3.これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

当事業所における苦情等の対応体制



○1F 総合相談センター入口横・外来・2F 食堂・3F 及び4F エレベーター前にご意見箱が設置されておりますので、ご利用ください。

○第三者機関はポスター・入院案内・重要事項説明書等によりご確認下さい。

○苦情の内容によっては北海道・苫小牧市介護福祉課・その他関係機関へ報告、協議する場合があります。

(令和6年4月1日現在)